

阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業
アイヌ文様包装デザイン商品化調査業務委託について

1. 業務名

アイヌ文様包装デザイン商品化調査業務委託

2. 業務目的

本業務は、アイヌ文様デザインを取り入れた商品を活用し、これら商品の流通を通じて、消費者や観光客等にアイヌ文化に触れる機会を創出し、認知度や関心度の向上を図り、アイヌ文化の普及を促進していくことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

4. 業務場所

釧路市内

5. 企画提案上限額

8,140,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6. 業務内容について

業務の概要は、下記のとおりとする。

<業務の概要>

(1) アイヌ文様デザインを活用した新たな取り組みについて

- ①企業を選定し、アイヌ文様デザインを取り入れた新たな商品開発又はアイヌ文様デザインを取り入れた新たな商品パッケージを開発すること。
- ②開発件数については、複数の商品又は商品パッケージを用意することとし、試作品を制作すること。

(2) アイヌ文様デザイン商品を活用した販路拡大について

- ①(1)で開発した商品及び本市が指定する商品を活用し、アイヌ文様デザインの普及啓発に繋がるような販路拡大の方法を、受託者において提案すること。
- ②販路拡大に取り組むための商品等の経費を計上すること。

(3) 商品化等に向けたアンケート調査の実施について

- ①北海道内において、観光客や市民に対しアンケート調査を効果的に実施できるような構成内容とすること。
- ②調査項目及び分析業務の実施内容について、受託者において提案すること。

(4) その他

- ①アイヌ文様デザインの使用方法などについては、一般社団法人阿寒アイヌコンサルンと連携し、取り組むこと。
- ②アイヌ文様デザインは、一般社団法人阿寒アイヌコンサルンが制作または提供するものを使用し、これらの経費を計上すること。

7. 成果品の納品

令和6年3月22日までに以下の成果品を納品し、本市の検査を受けること。なお、履行期間終了前であっても、市からの要請に応じて、随時完成したデータをCD-ROM又はDVD-ROMに収め納品し、本市の検査を受けること。

(1) アイヌ文様デザインを活用した新たな取り組みについて

- ① 実績報告書（A4判） 紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）
- ② 新規に開発した商品（サンプル）5個／種類

(2) アイヌ文様デザインを活用した販路拡大について

- ① 実績報告書（A4判） 紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）
- ② 制作したものがある場合、制作物及びそのデータを収めたCD-ROM又はDVD-ROM 2部

(3) アンケート調査の実施について

- ① 実績報告書（A4判） 紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）
- ② 制作したものがある場合、制作物及びそのデータを収めたCD-ROM又はDVD-ROM 2部

8. 成果品納入場所

釧路市阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室

9. 留意事項

- (1) 受託者は随時、業務の進捗状況について本市に報告すること。
- (2) 制作物の制作等にあたって取材先との交渉が必要な場合については、本市と別途協議することとする。
- (3) 本件業務にあたり、必要な著作権等の権利関係は、受注者において処理するものとする。

- (4) 受託者は、業務委託の成果品に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (5) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (7) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (8) 本件業務に係る必要な滞在経費、取材経費、物品等については、受託者が用意すること。
- (9) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (10) 業務履行にあたり疑義が生じた場合や、明示のない事項については、双方協議の上決定することとする。
- (11) (10)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (12) 実際の事業実施にあたっては、企画提案内容をもとに、阿寒湖温泉地区のアイヌ関係者や釧路市と協議の上で、具体的な実施内容を決定するものとする。